

「提供体制の確保」について(③確保の内容、実施時期)

- 「量の見込み」を踏まえた、「提供体制」の「確保方策」および「実施時期」を策定
- 目標年次は、「保育を必要とする」2号及び3号は平成29年度末、1号及び地域子ども・子育て支援事業は平成31年度末

策定例

(単位:人)

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			H30	H31
	1号 学校教育 のみ 3~5歳	2号 保育の 必要性あり 3~5歳	3号 保育の 必要性あり 0~2歳	1号 学校教育 のみ 3~5歳	2号 保育の 必要性あり 3~5歳	3号 保育の 必要性あり 0~2歳	1号 学校教育 のみ 3~5歳	2号 保育の 必要性あり 3~5歳	3号 保育の 必要性あり 0~2歳		
量の見込み	20	50	30	20	50	35	20	55	45
確保方策	幼稚園 認定こども園 保育所	20	30	20	20	30	20	55 (+25) 増加	30 (+10) 増加		
	地域型保育 (小規模保育等)					15			15		
計	20	30	20	20	30	35	20	55	45		
差 引	0	-20	-10	0	-20	0	0	0	0		

市町村計画と県計画の関係

- 県計画では県内をいくつかの「区域」に分け、区域ごとに市町村計画の「量の見込み」および「提供体制」を集計
- ※区域については広域的な利用状況等を踏まえ、今後検討
- ※複数の市町村が共同で「提供体制」を確保する場合等、必要に応じ、広域調整を実施
- ※既存の幼稚園、保育所が認定こども園に移行するための特別枠を区域ごとに上乗せ

例) H27では2号認定(3~5歳で保育の必要性あり)で20名分、3号認定(0~2歳で保育の必要性あり)で10名分の定員が不足。

→H28で地域型保育(小規模保育等)により3号ニーズを満たし、さらにH29に保育所の増設(3~5歳25名分、0~2歳10名分)により、待機児童を解消
 ※地域子ども・子育て支援事業についても、事業ごとに「量の見込み」および「確保方策」を記載